

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月2日
【会社名】	ジェコス株式会社
【英訳名】	GECOSS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弓 場 勉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町6番7号
【電話番号】	(代表)03-3660-0777
【事務連絡者氏名】	総務部長 数 藤 英 二 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町6番7号
【電話番号】	(代表)03-3660-0777
【事務連絡者氏名】	総務部長 数 藤 英 二 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ジェコス株式会社 西部事業本部 (大阪市福島区福島七丁目20番1号) ジェコス株式会社 北関東支店 (さいたま市大宮区吉敷町一丁目31番1号) ジェコス株式会社 千葉支店 (千葉市稲毛区小仲台二丁目3番12号) ジェコス株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町四丁目57番地) ジェコス株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番1号)

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 配当総額291,237,048円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の任期を2年から1年に変更することとし、現行定款第21条について所要の変更を行なう。

なお、この変更に伴い、平成24年6月28日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設ける。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、弓場勉氏、横瀬力氏、田中増男氏、阿部伴明氏、早川雄三氏、倉智達也氏の6名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役として、久留島幹司氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 寺口重男氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会に一任する。

第6号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名に対し総額12,000,000円の役員賞与を支給する。各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	295,269	359	0	(注)1	(注)4 可決(97.97%)
第2号議案	295,462	166	0	(注)2	(注)4 可決(98.04%)
第3号議案				(注)3	(注)4
弓場 勉	280,746	14,882	0		可決(93.15%)
横瀬 力	293,773	1,855	0		可決(97.47%)
田中増男	293,662	1,966	0		可決(97.44%)
阿部伴明	293,637	1,991	0		可決(97.43%)
早川雄三	291,323	4,305	0		可決(96.66%)
倉智達也	291,422	4,206	0		可決(96.69%)
第4号議案				(注)3	(注)4
久留島幹司	262,772	32,856	0		可決(87.19%)
第5号議案	287,317	8,311	0	(注)1	(注)4 可決(95.33%)
第6号議案	294,811	817	0	(注)1	(注)4 可決(97.82%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上